**新労務単価・新技術者単価の特例措置の内容及び手続きについて**

**１　特例措置の内容**

受注者は、多摩市工事契約約款第５１条及び多摩市設計等契約約款第２４条等により、旧労務単価・旧技術者単価に基づく契約を新労務単価・新技術者単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更協議を請求することができる。

**２　対象工事・委託の内容**

1. 対象工事（単価契約を含む）

令和７年３月１日以降に契約締結した工事のうち、旧労務単価により予定価格を積算しているもの。ただし、変更協議が整う前に当該工事が完了したものは対象外とする。

1. 対象委託

　　　令和７年３月１日以降に契約締結した設計等委託のうち、旧技術者単価により予定価格を積算しているもの。ただし、変更協議が整う前に当該設計等委託が完了したものは対象外とする。

**３　契約金額の変更**

変更後の契約金額については、新労務単価・新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格に落札率を乗じて算出する。

　**変更後の契約金額＝Ｐ新×ｋ**

この式において、Ｐ新及びｋは、それぞれ次を表すものとする。

　　Ｐ新：新労務単価又は新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

ｋ：当初契約の落札率

**４　契約金額の変更協議の請求期限**

契約を締結した日から２ヶ月以内に請求とする。

以上